

定期監査等結果報告書

令和7年9月

岸和田市監査委員

第1 監査の対象

1 対象事務

令和6年度学校園事務事業（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

2 対象学校園

幼稚園（修斉、東葛城、光明、常盤、八木南）

小学校（旭、修斉、東葛城、光明、常盤、八木南）

中学校（葛城、久米田、桜台）

第2 監査の主な実施手続、着眼点及び指摘事項等の判断基準

岸和田市監査基準（令和2年監告示第7号）並びにこれに基づき策定した令和7年度岸和田市監査等実施方針及び令和7年度幼稚園・小学校・中学校定期監査実施計画に定めるところにより、定期監査を実施した。なお、小学校及び中学校における理科実験に使用する化学薬品等の保管・管理状況については、行政監査として実施した。

第3 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員室

2 日程

(1) 調査期間 令和7年7月15日から令和7年8月21日まで

(2) 監査実施日

令和7年8月20日 幼稚園（修斉、東葛城、光明、八木南）

小学校（旭、修斉、東葛城、光明、八木南）

令和7年8月21日 幼稚園（常盤）

小学校（常盤）

中学校（葛城、久米田、桜台）

第4 監査の結果

物品購入関係事務、備品の管理状況、関係書類の整備状況、幼稚園にあってはアフタースクール（預かり保育）負担金関係事務及び小中学校にあっては理科実験に使用する化学薬品等の保管・管理状況等について、関係書類等により調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。これまでの指摘事項等を理解しおおむね適正に事務処理を進めている成果と評価する。引き続き、適正な事務執行の推進及び事務処理のミス防止等に努められるとともに、子ども達の安心・安全の確保、快適な教育環境の維持を図るため、学校園の設備及び備品が適切に管理されることを望む。

なお、理科実験に使用する化学薬品の管理について、廃液等の処分に関し、学校現場だけでは対応できない課題があることも聴取したところである。よって、薬品の管理については、各小中学校と学校管理課その他教育委員会関係部署が連携し、組織的・計画的な取り組みがなされるよう検討されたい。